

新潟県立見附高等学校いじめ防止基本方針

令和6年9月25日

1 はじめに

- (1) 本校では、すべての教職員が、「いじめは、どの生徒にも起こりうる」と考え、生徒の尊厳を守りながら、いじめのない学校づくりに取り組む。
- (2) 本校では、すべての生徒が、「いじめをしない、見逃さない」態度を持ち、いじめのない学校づくりを目指す。
- (3) そのための組織として、「いじめ対策委員会」を設置します。生徒、保護者、地域、関係機関、中学校とも連携し、いじめの未然防止、早期発見、早期解決に向けて組織的に対応する。
特に、重大ないじめ事案が発生した場合は、県教育委員会、警察署等に通報し援助を求める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、「生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍しているなど、当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

以上、「いじめ防止対策推進法」第2条による

「いじめ重大事態」とは

- ① 児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② 児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。（※相当の期間とは、年間30日の欠席が目安）

以上、「いじめ防止対策推進法」第28条による

- ③ また、児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で、学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たるものとする。

以上、文部科学省「いじめの防止等のための基本的な方針」による

また、「いじめ類似行為」として、「生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍しているなど、当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該生徒が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いもの」を定める。

以上、「新潟県いじめ等の対策に関する条例」第2条2による

3 具体的ないじめ等の態様

- (1) いじめの様態：文部科学省「いじめの防止等のための基本的な方針」による

- ① 冷やかしからかい、悪口や脅かし文句、嫌なことを言われる
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする

- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ⑤ 金品をたかられる
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ⑧ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

(2) いじめ類似行為の様態：新潟県教育委員会「新潟県いじめ防止基本方針」による

- ① インターネット上で悪口を書かれた生徒がいたが、被害生徒がそのことを知らずにいるような場合など

4 いじめ対策委員会

(1) 役割

- ① いじめ対策委員会は、「いじめ未然防止・早期発見」と「いじめ認知時の対応」を役割とし、学校基本方針に基づき、見附高校いじめ対策の取組の中核を担う。
- ② 学校基本方針や取組の年間目標の達成度、年間計画が学校の実情に即して的確に機能しているのかを点検し、必要に応じて見直す。(PDCA)
- ③ いじめを始めとする生徒指導上の諸問題に関する教職員校内研修会を年間計画に位置づけて実施し、教職員の資質と具体的な対応力の向上を図る。
- ④ 学校基本方針や取組の年間目標や計画を生徒や保護者に示すとともに、学校ホームページにより公開する。
- ⑤ 警察との日常的な情報共有や相談体制構築のため、学校・警察双方の担当者が連絡を密にする。

(2) 構成(9名)

校長、教頭、いじめ対策推進教員、生徒指導主事、各学年主任、養護教諭、スクールカウンセラーで構成する。

(3) 活動

- ① 「発達支持的生徒指導」に基づく生徒の自己指導能力の育成
 - ・・・自己理解、他者理解、課題解決能力等を育てる
- ② 「課題未然防止教育」に基づく未然防止をねらいとした教育プログラムの実施
 - ・・・いじめが起きにくい環境、いじめを許さない環境を作る
- ③ 「課題早期発見対応」に基づく早期発見・情報共有
 - ・・・初期の段階で課題を発見し、教員間での情報共有、迅速に対応する
- ④ 「困難課題対応的生徒指導」に基づく関係機関と連携・協働した支援チームで対応する
 - ・・・校内の教職員だけでなく、教育委員会、警察、病院、児童相談所等との連携・協働したネットワーク型支援チームを編成し、対応する

5 いじめ解消の条件：文部科学省「いじめの防止等のための基本的な方針」による

(1) いじめに係る行為が止んでいること

- ① 心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。相当の期間とは少なくとも3ヶ月を目安とする。
 - ② さらに長期の期間が必要であると判断される場合は、より長期の期間を設定するものとする。
- (2) 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと
- ・ 被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること（被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する）

6 いじめの未然防止に向けて

- (1) 「発達支持的生徒指導」
- ① すべての教育活動を通じて、生徒の豊かな情操と道徳心を養い、仲間はずれや嫌がらせをしない、また「NO」が言える良好な人間関係の構築を図る。
 - ② すべての教育活動を通じて、生徒の自己有用感の育成と自尊感情を高めることに努める。
 - ③ 生徒のストレスマネジメント力を高める働きかけを行い、その改善を図るよう支援する。
 - ④ 日頃から、教育相談の充実を図ることで、生徒と生徒ならびに生徒と教職員の信頼関係づくりに努める。
- (2) 「課題未然防止教育」
- ① 人権教育・同和教育の充実を図ることで他者を傷つけたり、いじめを助長するような言動がないよう注意を払う
 - ② いじめ防止教育、SOSの出し方教育を含む自殺予防教育、薬物乱用防止、SNSを含む情報モラル教育等を実施することで、自己を大切にできる心を育てる
 - ③ いじめを防止するための各種教育を年間指導計画に位置づけて実践する。
 - ④ 生徒の傷つき体験軽減のために、家庭や中学校との連携を十分にとるとともに、教職員も言動で生徒を傷つけないよう注意を払う。
 - ⑤ 「いじめ見逃しゼロスクール」など県民運動に関連する取組を推進する。

7 早期発見に向けて

- (1) 「課題早期発見対応」
- ① 教職員は学校生活のあらゆる場面で危機意識を持って生徒を観察し、生徒の声に耳を傾け、生徒の些細な兆候も見逃さず、的確な対処に努める。
 - ② 生徒がいじめを見たり聞いたりしたときに、止めたり注意したりすることや、教職員や周りの大人への通報、相談を勧める。
 - ③ 日頃から面談を通して、生徒、保護者、地域がいじめや悩み事を相談しやすい体制(教育相談体制)を整える。また、外部の電話相談窓口を周知する。
 - ④ 定期的(学期1回、年3回)に「いじめアンケート調査」を実施する。

8 いじめへの対処

- (1) 「困難課題対応的生徒指導」
- ① いじめおよびいじめ類似行為(その疑いも含む)を発見し、または通報を受けた場合は、一部の教職員が抱え込むことなく、いじめ対策委員会を中心とし

て全教職員で対処する。

- ② 被害者、通報者を徹底して守ることを第一とし、加害者へは、教育的配慮の下、二度といじめに及ばないよう毅然とした態度で対応する。
- ③ 事実関係の把握や当該生徒(被害者・加害者・通報者等)への指導、対応等については学年および生徒指導部と緊密に連携して「重大事態」の把握を確実に行う。また、教職員全員の理解や保護者の協力、特にインターネット上のいじめについては、被害者生徒及び、その保護者に対して情報共有を徹底し、警察への通報・相談が直ちに行われるよう努める。
- ④ 被害加害双方の保護者に誠意ある対応を心がけ、責任を持って説明するとともに、学校と保護者が協働で解決に向け取り組む。
- ⑤ 解決後も当該生徒を継続的に指導・支援し、卒業まで良好な人間関係が維持できるように努める。

9 重大事態への対応

- (1) 県教育委員会(生徒指導課)に報告する。(第一報)
その後、所轄警察署等の関係機関に通報し、適切な援助を求める。
- (2) 当該いじめの対処については、県教育委員会と連携し、弁護士、医師などの外部専門家の協力を仰ぎながら、原則として本校のいじめ対策委員会が中心となり、学校組織を挙げて行う。
- (3) 当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査については、県教育委員会と連携しながら、学校組織を挙げて行う。
- (4) いじめられた生徒やその保護者及びいじめた生徒やその保護者に対し、調査によって明らかになった事実関係について、経過報告を含め、適時・適切な方法によりその説明に努める。
- (5) 当該生徒及びその保護者の意向を十分に配慮した上で、保護者説明会等により、適時・適切に全ての保護者に説明する機会を設け、解決に向け協力を依頼する。
- (6) いじめ対策委員会を中心として速やかに学校としての再発防止要領をまとめ、学校組織を挙げて着実に実践する。

アンケートからの訴え

アンケートの作成
実施方法の検討
・記名式か無記名式
・教室か自宅 等

アンケート原本の保管
(5年保存)

用紙回収当日、複数の教職員による
ダブルチェック

第1次判断
(対応確認)

本人や保護者からの訴えや相談

複数の教職員による聴き取り (5W1H)
十分な時間の確保

聴き取り生徒が複数の場合は、
個別に同時進行で対応

第1次判断
(対応確認)

被害生徒の安全確保

教職員の気付き

担当者だけでなく管理職までが状況把握

ハイリスク等の生徒の把握
ハイリスクとは生徒の命に関わる事案

- * 自殺企図、希死念慮
- * 心の病
- * 独特の性格傾向・衝動性の高まり
- * 安心感の持てない家庭環境、虐待
- * 喪失体験
- * 孤立感
- * 事故やケガが最近増えた

教師が知っておきたい子どもの自殺予防より

持ち物、掲示物、机
等へのいたずらは
写真撮影

暴力行為は止める
いじり等の行為の確認
生徒への声掛け

第1次判断
(対応確認)

まず、状況把握
急ぎの対応

第1次判断
(対応確認)

ネットいじめの 訴えや情報提供

ネットトラブル状況の確認
(証拠画面の保存)

情報モラルの職員研修



「いじめ対策委員会、生徒支援委員会」の開催
 ➡認知、重大事態の判断。生徒・保護者対応、内面化への指導の指示。
 解消の判断。見守り体制の継続。